商標登録局における手続での人工知能の利用に関するガイドライン（2026年）に対する意見

意見1　AIを使用していない場合の申告書提出義務について

■該当箇所

第5.1項、第8.1項、第8.3項及び附属書I

■意見

第8.3項について、提出書類の作成にAIを使用していない場合には、原則として附属書I所定の申告書の提出を不要とするよう修正することを提案します。

■理由

AIを使用していない提出書類についてまでも一律に申告書の作成及び提出を要求することは、本ガイドライン案が主として対象にしているのがAI利用に起因するリスクであることに鑑みると、出願人及び代理人に過度な事務負担を生じさせる可能性があります。特に、多数の出願、更新、異議申し立て、取消請求その他の手続を行う企業にとっては、AIをまったく使用していない手続についても提出の都度申告書を作成する必要が生じ、実務上、相当な追加負担となることが懸念されます。

したがって、AIを使用していない場合には、原則として附属書I所定の申告書を不要とすることを望みます。

意見2　権限を付与された代理人を通じて提出する場合の署名について

■該当箇所

第8.4項及び附属書I

■意見

権限を付与された代理人を通じて提出書類を提出する場合には、附属書I所定の申告書について当該代理人の署名及び検証のみで足り、代理される当事者本人による追加的な署名を必要としないことを明記していただきたい。

■理由

第 8.4 項は、すべての申告書について提出書類を提出する者の署名を要求するとともに、権限を付与された代理人を通じて提出する場合には、当該代理人も署名及び検証を行うことを求めています。この規定については、権限を付与された代理人を通じて手続する場合にも、代理される当事者本人と代理人の双方の署名が必要であるとの解釈が生じる可能性があります。

正式に権限を付与された代理人が、本ガイドライン案に従って必要な検証を行った上で、その内容について責任を負って申告書に署名する場合には、これに加えて当事者本人の署名まで一律に要求する必要性は必ずしも高くないと考えます。特に、外国企業がインド国内の代理人を通じて商標手続を行う場合、提出の都度、海外に所在する当事者本人の署名を必要とすると、書類の作成、国際的な書類授受等による追加的な負担が生じ、商標手続を期限内に円滑に行う上で支障となる可能性があります。

したがって、権限を付与された代理人を通じて提出する場合には、当該代理人が必要な検証及び申告を行い、その内容について責任を負うことを前提として、代理人の署名をもって足りることを明確にすることを提案します。

意見 3　真正な既存資料の翻訳に AI を補助的に利用する場合の取扱いについて

■該当箇所

第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条及び第 14.2 項

■意見

第 14.2 項について、原文の内容変更を目的とせず、真正な既存資料を翻訳するために AI を補助的に利用し、提出前に人が原文と翻訳文を照合してその正確性を確認した場合には、同項の禁止対象に含まれないことを明記していただきたい。

■理由

第 14.2 項において「翻訳」が明示的に列挙されていることから、真正な既存資料について、原文の内容を変更することなく外国語から英語等に翻訳する目的で AI を補助的に使用する場合についても、AI によって翻訳文を「生成」し

たことを理由として第 14.2 項の禁止対象であるとの解釈が生じる可能性があります。

一方、本ガイドライン案は、第 5 条、第 6 条及び第 8 条において、AI を利用した提出書類について、AI 利用の開示、人による独立した検証及び提出者の責任を求めています。また、第 10 条も、一定の AI 支援による提出書類を申告等の対象として予定しています。したがって、本ガイドライン案全体としては、AI の利用自体を一律に禁止するのではなく、一定の AI 利用について透明性、人による検証及び説明責任を確保するという制度設計になっていると考えられます。

このような場合に、真正な原資料そのものには何らの変更を加えず、AI を翻訳の補助的手段としてのみ利用し、その後、責任を負う者が原文と翻訳文を照合して正確性を確認する場合まで一律に禁止することは、AI を用いた証拠の捏造・改変を防止するという第 14.2 項の趣旨を超えて、外国の出願人等に過度な実務上の負担を生じさせる可能性があります。

したがって、第 14.2 項において、真正な既存資料を原資料の内容を変更することなく翻訳する目的で AI を補助的に利用し、提出前に人が原文と翻訳文を照合してその正確性を確認した場合には、同項の禁止対象に含まれないことを明記することを望みます。